

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の空き家を購入し、自己の居住の用に供する住宅として活用する若年世帯及び子育て世帯に対し、当該空き家の改修工事に要する費用の一部を補助することにより、市内の空き家の解消を図り、併せて市内への定住の促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる設備要件を満たす建築物、建築物の一部又は用途上不可分な2以上の建築物をいう。
  - ア 一つ以上の居室
  - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の台所
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の玄関
- (2) 一戸建ての住宅 次のいずれかに該当する住宅をいう。
  - ア 階段、廊下等を他の住宅と共用しないもの
  - イ 長屋建て住宅（界壁又は床のみを他の住宅と共用しているものをいう。）
- (3) 共同住宅 住宅であって、一戸建ての住宅以外のものをいう。
- (4) 空き家 現に居住その他の使用がされていない一戸建ての住宅又は共同住宅の空き住戸をいう。
- (5) 親 第3条に規定する補助対象者又はその配偶者の1親等の直系尊属で、第7条の規定による申請をする日において本市に1年以上住民登録がある者をいう。
- (6) 配偶者 戸籍上の配偶者のほか、婚約をした者及び内縁関係にある者をいう。

(7) 若年世帯 第7条の規定による申請をした日において、当該申請をした者及びその配偶者の満年齢の合計が80歳未満である世帯をいう。

(8) 子育て世帯 第7条の規定による申請をした日において、当該申請をした者と同一の世帯に属する者に、当該申請をした者若しくはその配偶者の子であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は妊娠している者（当該申請をした者又はその配偶者に限る。）がいる世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する空き家を売買により取得し、自己の居住の用に供するために当該空き家を改修する必要がある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 転入又は市内の賃貸住宅若しくは自己所有でない住宅からの転居により、当該空き家に居住しようとする者であること。

(2) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国又は地方公共団体から他の補助金（耐震改修に要する費用に係る補助を除く。）の交付を受けていないこと。

(3) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 若年世帯又は子育て世帯に属する者であること。

(6) 補助対象者、補助対象者の配偶者及びこれらの子が所有する補助対象空き家の所有権の合計が2分の1以上であること。

（補助対象空き家）

第4条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次に掲げる要件を満たす空き家とする。

(1) 第7条の規定による申請をする日において、空き家である期間が6月以上あること。

- (2) 築20年以上経過したものであること。
- (3) 台所，浴室又は便所の水回りの設備のいずれかが10年以上更新されていないこと。
- (4) 改修後において，別表に定める耐震基準を満たすこととなること。
- (5) 第7条の規定による申請をした日の属する年度の2月末日までに改修工事を完了し，第12条に規定する実績報告を行うことができるものであること。

2 前項の規定にかかわらず，改修しようとする空き家が次の各号のいずれかに該当するときは，補助の対象としない。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存するとき。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域に存するとき。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号），建築基準法その他関係法令に適合していないとき又は改修後において適合する見込みのないとき。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は，補助対象空き家を住宅として活用するための機能回復又は設備改善に必要な改修工事に要する費用のうち，次に掲げる費用を除いた費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額とする。ただし，補助対象空き家について，他の助成制度と併せて補助金を受ける場合は，当該合計額から他の助成制度による助成の対象となる経費を控除した額を，補助対象経費とする。

- (1) 電力，ガス，上下水道若しくは浄化槽に係る申請手続又は検査に要する費用
- (2) 電気ヒートポンプ給湯器，潜熱回収型ガス給湯器その他これらに類する高効率給湯器に係る費用
- (3) 業務用の設備機器に係る費用

- (4) 設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用
- (5) ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器で、ビルトインタイプではないものに係る費用
- (6) 外構工事に要する費用
- (7) 増築工事又は改築工事に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額が100万円未満であるときは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額（補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、補助対象空き家が一戸建て住宅である場合は、150万円を上限とし、補助対象空き家が共同住宅の住戸である場合は、100万円を上限とする。

2 補助対象者（転入者に限る。以下この項において同じ。）が補助対象空き家において親と同居する場合又は補助対象者が補助対象空き家に入居した後も引き続き親が市内に居住する場合は、前項に規定する補助金の額に20万円を加算するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事に着手する前に、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) 事業費内訳書（様式第3号）
- (4) 建物図面（付近案内図、配置図、改修前後の平面図その他改修内容がわかるもの）
- (5) 補助対象経費に係る設備機器のカタログの写し
- (6) 現況写真（外観、室内及び機能回復が必要な設備機器がわかる

もの)

- (7) 補助対象空き家の登記事項証明書
- (8) 耐震性能確認書(様式第4号)(補助対象空き家が昭和56年5月31日以前に着工されたものである場合に限る。)
- (9) 市県民税納税証明書又は非課税証明書(交付申請時において取得できる直近の年度もの)
- (10) 申請者が属する世帯の世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの)
- (11) 水回りの設備機器が10年以上更新されていないことがわかる書類
- (12) 誓約書(様式第5号)
- (13) 同意書(様式第6号)
- (14) 親の住民票の写し(前条第2項の規定に該当し加算を受ける場合に限る。)
- (15) 申請者又はその配偶者と親とが親子関係にあることがわかる戸籍全部事項証明書(前条第2項の規定に該当し加算を受ける場合に限る。)
- (16) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第8条 市長は、前条の伊丹市空き家活用支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)又は伊丹市空き家活用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

3 市長は、補助金の交付の目的を達するため必要であると認めるときは、条件を付することができる。

(改修工事の着手)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付の決定前に、補助対象空き家の改修工事に着手してはならない。

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付決定に係る改修工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊丹市空き家活用支援事業補助金変更承認申請書(様式第9号)に当該変更に係る第7条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の伊丹市空き家活用支援事業補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、伊丹市補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、伊丹市空き家活用支援事業取下届(様式第11号)を市長に提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 交付対象者は、改修工事が完了したときは、伊丹市空き家活用支援事業補助金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、改修工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第13号)
- (2) 工事契約書の写し(補助金の交付決定の日以後に契約したものに限る。)
- (3) 工事の領収書の写し
- (4) 工事内容がわかる写真(改修中及び改修後)
- (5) 申請者が属する世帯の世帯全員の続柄の記載された住民票の写し
- (6) 親の住民票の写し(第6条第2項の規定に該当し加算を受ける

場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付額確定通知書(様式第14号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 前条の規定による確定通知を受けた交付対象者は、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付請求書(様式第15号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付対象者に補助金を交付するものとする。

(活用状況の報告)

第15条 交付対象者は、補助対象空き家の改修工事が完了した日から10年以上当該補助対象空き家を自己の居住の用に供するものとする。

2 交付対象者は、改修工事の完了後10年間、当該改修工事が完了した年度の翌年度及び翌年度から3年ごとに、伊丹市空き家活用支援事業改修建築物活用状況等報告書(様式第16号)により、改修した補助対象空き家の活用状況を市長に報告するものとする。

3 交付対象者は、改修工事の完了後10年の間に補助対象空き家を売却し、貸し出し、除却し、又はその他自己の居住の用に供しないこととするときは、あらかじめ市長と協議して同意を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その旨を伊丹市空き家活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により当該交付対象者に通知する。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別表（第4条第1項第4号関係）

	耐震診断区分	構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上
(2)	市が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版，2011年版）による耐震診断	鉄骨造	
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」，「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標（I <sub>s</sub> ）が0.3以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」，「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009	鉄骨鉄筋コンクリート造	

	年版)による耐震診断		
(6)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7)	上記(1)から(6)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(5)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金交付申請書

伊丹市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話（ ） ー

年度において、伊丹市空き家活用支援事業を下記のとおり実施したいので、  
補助金 \_\_\_\_\_ 円を交付願いたく伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要  
綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 改修工事の内容及び経費区分（別記）
- 2 改修工事の着手年月日 年 月 日（予定）  
改修工事の完了年月日 年 月 日（予定）

#### 添付書類

- 実施計画書（様式第2号）
- 工事見積明細書の写し
- 事業費内訳書（様式第3号）
- 建物図面（付近案内図、配置図、改修前後の平面図、その他改修内容がわかるもの）
- 補助対象経費に係る設備機器のカタログの写し
- 現況写真（外観、室内及び機能回復が必要な設備機器がわかるもの）
- 補助対象空き家の登記事項証明書
- 耐震性能確認書（昭和56年5月31日以前着工家屋の場合）（様式第4号）※
- 市県民税納税証明書等（申請時点で取得できる最新のもの）
- 世帯全員の続柄が記載された住民票の写し
- 水回り設備機器を10年以上更新していないことがわかる書類
- 誓約書（様式第5号）
- 同意書（様式第6号）
- 親の住民票の写し（第6条第2項の規定に該当し加算を受ける場合に限る。）※
- 親子関係にあることがわかる戸籍全部事項証明書（第6条第2項の規定に該当し加算を受ける場合に限る。）※
- その他（ ）

※必要に応じて添付

別 記

年 月 日

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金	円	
自己資金	円	
計		

### 2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
改修工事費	円	工事全体額 円
計		

- (注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。  
2 市補助金は見込み額を記入する。  
3 費用の明細がわかるものを添付する。  
4 支出の部の摘要欄には補助対象外も含

## 実施計画書

1 申請者

〔※該当する項目に記入してください。〕

(1) 氏名			
(2) 住所	〒	-	
(3) 電話／FAX	①電話	②FAX	
(4) メールアドレス			

2 空き家の概要

〔※該当する項目に記入、又は☑（■も可）を入れてください。〕

(1) 所在地	伊丹市		
(2) 建築時期	<input type="checkbox"/> 明治	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
(3) 空き家の期間	年	か月	(≥ 6 か月)
(4) 所有関係	<input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 取得予定		
(5) 改修の必要性	箇所	改修の要否	現在の状況
	浴室 ( 年設置)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )
	便所 ( 年設置)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )
	台所 ( 年設置)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )
	屋根	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )
	壁・床	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )
その他 ( )	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 損傷大 <input type="checkbox"/> その他( )	
(6) 入居時期／ 居住期間	① 入居時期： 令和 年 月頃		
	② 居住予定年数： 年間		
(7) 移住の動機	<input type="checkbox"/> 親族の介護 <input type="checkbox"/> 仕事・研究 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 親元への同居・近居 <input type="checkbox"/> 就農 <input type="checkbox"/> マイホーム購入 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
(8) 入居世帯の構成	<input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 ( ) 人		
	続柄	夫 / 妻 / 子 ( ) 人 / その他 ( )	
	年齢	歳 / 歳 / 歳 / 歳	
(9) 親世帯の構成 ※申請者が転入者の場合に記入	市内に居住の有無	氏名 (フリガナ)	申請者との続柄
	有・無		市内居住年数
			年
			年

3 交付申請の概要

[ ※該当する項目に記入、又は (■も可) を入れてください。 ]

(1) 改修工事費への補助 (第6条第1項関係)	
① 改修工事に要する費用 (全体工事費)	円 … (A)
② 本支援事業以外の 補助制度の活用	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有
	事業名： <input type="checkbox"/> 国制度 <input type="checkbox"/> 県制度 <input type="checkbox"/> 市町制度 <input type="checkbox"/> その他
	補助対象経費： 円 … (B)
	補助率 (限度額)： <input type="checkbox"/> % ( 円) <input type="checkbox"/> 定額
③ 本支援事業の 補助対象外経費	円 … (C) ※②の補助対象となる経費を除く。
④ 補助対象経費	円 … (A) - (B) - (C)
⑤ 補助額	… 【1戸建て】 補助対象経費の1/2, 上限は 150万円
	… 【共同住宅】 補助対象経費の1/2, 上限は 100万円
(2) 加算額 (第6条第2項関係)	円 … ※申請者が転入者に限る 市内に親が居住の場合 20万円
(3) 交付申請額	円 = (1) + (2)

### 事業費内訳書

項目	数量	単位	補助対象	補助対象外	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
総合計（改修工事費）					

耐震性能確認書

伊丹市長 様

確認者氏名：  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 建築士事務所名：  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

(申請者) が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

1 建 物 概 要	(1)所在地	伊丹市
	(2)規模	地上 階 地下 階 建築面積： m <sup>2</sup> 延べ面積： m <sup>2</sup>
2	耐震診断の方法	<input type="checkbox"/> 「木造住宅の耐震診断と補強方法」 ( <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ) <input type="checkbox"/> 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」 ( <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ) <input type="checkbox"/> 市が実施する簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版, 2011年版)による耐震診断 <input type="checkbox"/> 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2017年版)による耐震診断 ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2009年版)による耐震診断 ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> その他 ( 診断方法： )
3	改修前における耐震診断結果  評点 _____	(所見)
4	改修後における耐震診断結果  評点 _____	(耐震改修の方針)  (具体的な補強方法)
	5	備考

※この様式は、改修建築物が昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること

令和 年 月 日

## 誓約書

伊丹市長 様

伊丹市空き家活用支援事業への申請にあたり、以下について誓約いたします。

- ・申請した内容を遵守すること。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・改修工事の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。
- ・改修工事完了後から10年以上補助対象空き家を自己居住用として使用すること。
- ・改修工事完了後10年間、当該改修工事が完了した年度の翌年度及び翌年度から3年ごとに、改修した補助対象空き家の活用状況について、市長に報告を行うこと。
- ・伊丹市暴力団排除条例に規定する第2条第2号に該当しないこと。

氏 名	
住 所	
連絡先（電話番号）	

※自署でない場合は、必ず押印してください。

令和 年 月 日

同意書

伊丹市長 様

空き家活用支援事業への申請にあたり、以下について同意いたします。

伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱に基づき、空き家期間の確認のため、水道使用量に関する調査と、当該空き家の所有者に関する情報を伊丹市上下水道事業管理者に開示することを同意します。また、伊丹市上下水道事業管理者から水道使用量に関する情報開示について同意します。

申請者	住所	
	氏名	
	連絡先（電話番号）	
家の所有者又は当該空き 水道使用者の名義人	住所	
	氏名	
	連絡先（電話番号）	

第 号  
年 月 日

様

伊丹市長

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伊丹市空き家活用支援事業補助金については、下記の条件を付して交付することに決定しましたので、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

### 記

1 交付決定額 円

(1) 改修工事に要するに費用及び補助金の額（第6条第1項関係）

改修工事に要する費用 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

(2) 加算額（第6条第2項関係）

円

2 交付条件

(1) 交付決定通知を受けた者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

(2) この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

第 号

年 月 日

様

伊丹市長

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伊丹市空き家活用支援事業補助金について、  
交付しないことと決定しましたので、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第8条  
の規定により通知します。

### 記

1 住宅の所在地

伊丹市

2 不交付の理由

3 その他

年 月 日

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金変更承認申請書

伊丹市長 様

交付対象者

住 所

氏 名

電 話（ ） ー

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市空き家活用  
支援事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいの  
で、承認願いたく伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基  
づき、申請します。

記

変更理由

以下補助金交付申請書の様式に準ずる。

※ 補助金の額を変更する場合は、変更前の額の上段に（ ）書で記入し、変更後の額をそ  
の下段に記入すること。

第 号  
年 月 日

様

伊丹市長

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のありました伊丹市空き家活用支援事業補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

### 記

1 変更交付決定額 円

(1) 変更後の改修工事に要するに費用及び補助金の額（第6条第1項関係）

改修工事に要する費用 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

今回（△減）額決定額 円

(2) 加算額（第6条第2項関係）

円

伊丹市空き家活用支援事業取下届

伊丹市長 様

交付対象者

住 所

氏 名

電 話（ ） ー

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市空き家活用支援事業について、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請を取下げます。

記

1 補助対象工事等の取下げ理由

2 補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 取下げ予定年月日

年 月 日

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金実績報告書

伊丹市長 様

交付対象者

住 所

氏 名

電 話（ ） —

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市空き家活用支援事業  
を下記のとおり実施したので、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づ  
き、その実績を報告します。

### 記

1 改修工事の内容及び経費区分（別記）

2 改修工事の着工年月日 年 月 日

改修工事の完了年月日 年 月 日

#### 添付書類

実施報告書（様式第13号）

工事契約書の写し（補助金の交付決定以後に契約したものに限り。）

工事の領収書の写し

工事内容がわかる写真（改修中及び改修後）

申請者が属する世帯の世帯全員の続柄の記載された住民票の写し

親の住民票の写し（第6条第2項の規定に該当し加算を受ける場合に限り。）

その他（ ）

別 記

## 収 支 決 算 書

### 1 収入の部

科 目	決算額	摘 要
市補助金	円	
自己資金	円	
計		

### 2 支出の部

科 目	決算額	摘 要
改修工事費	円	工事全体金額 円 ※明細は別紙のとおり
計		

- (注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。  
2 市補助金は見込み額を記入する。  
3 費用の明細がわかるものを添付する。

実施報告書

1 申請者

[ ※該当する項目に記入してください。 ]

(1) 氏名	
(2) 住所	
(3) 電話	電話 :
(4) メールアドレス	

2 空き家の概要

[ ※該当する項目に記入してください。 ]

(1) 所在地	伊丹市
(2) 入居時期	令和                      年                      月頃

3 補助金精算額

[ ※該当する項目に記入、又は☑を入れてください。 ]

(1) 改修工事費への補助 (第6条第1項関係)	
①改修工事に要する費用 (全体工事費)	円                      … (A)
②本支援事業以外の 補助制度の活用	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有
	事業名 : <input type="checkbox"/> 国制度 <input type="checkbox"/> 県制度 <input type="checkbox"/> 市町制度 <input type="checkbox"/> その他
	補助対象経費 :                      円                      … (B)
	補助率(限度額) : <input type="checkbox"/> % ( <input type="checkbox"/> 定額
補助金額 :                      円	
③本支援事業の 補助対象外経費	円                      … (C)    ※ ②の補助対象となる経費を除く
④補助対象経費	円                      … ( (A) - (B) - (C) )
⑤補助額	円
	<b>【1戸建て】</b> 補助対象経費の1/2, 上限は150万円
(2) 加算額 (第6条第2項関係)	円                      …※申請者が転入者に限る 市内に親が居住の場合 20万円
(3) 交付申請額	円                      =(1)+(2)

様式第14号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

伊丹市長

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金交付額確定通知書

年度 伊丹市空き家活用支援事業補助金として下記のとおり補助金を確定しましたので、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

確 定 額 金 円



## 伊丹市空き家活用支援事業 改修建築物活用状況等報告書

伊丹市長 様

交付対象者

住 所

氏 名

標記事業に係る、 年度（～ 年度）の改修建築物の活用状況について、伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

### 記

#### 1 改修建築物の活用状況

前回報告以降の当該改修建築物を活用した取組の状況について、下表に簡潔に記載してください。

主な活用状況

#### 2 前回報告年月日

年 月 日

#### 3 連絡先等

(1) 電話番号 ( )

(2) ファクシミリ番号 ( )

(3) Eメールアドレス ( )

#### (関係資料)

改修建築物の外観写真

その他 ( )

第 号

年 月 日

様

伊丹市長

## 伊丹市空き家活用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で（変更）交付を決定した，伊丹市空き家活用支援事業補助金について，下記のとおり取り消すことを決定しましたので，伊丹市空き家活用支援事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

### 記

1 補助金額 円を取り消す。

(1) 改修工事に要するに費用及び補助金の額（第6条第1項関係）

改修工事に要する費用 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

(2) 加算額（第6条第2項関係）

円

（取消し理由等）